

大分県報

平成二十九年
号外（二五）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

- 大分県職員住宅管理規則の一部改正……………一
- 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………一
- 大分県希少野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部改正……………一三
- 大分県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一三

〇規則

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の宇佐県職員アパート（に号）の項を削る。

別表第二の高田地区高等学校教職員住宅の項及び玖珠地区高等学校教職員住宅（KR3号）の項を削る。

別表第三中

宇佐県職員アパート
（に号）

宇佐県職員アパート
（ほ号）

を

宇佐県職員アパート
（ほ号）

に、「別府県税事務所」を「別府土木事務所」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員については、同項に規定する合計額に

給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ当該各号に定める割合を

乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

一 技能労務職給料表（一）の適用を受ける職員で基準日現在において当該給料表の級等が次

の表の上欄に掲げる級等であるもの 同欄の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合

給料表の級等の区分

級等	割合
五級	百分の十
四級	百分の五

二 技能労務職給料表（二）の適用を受ける再任用職員以外の職員で基準日現在において当該

給料表の級等が次の表の上欄に掲げる級等であるもの 同欄の区分に応じて同表の下欄

に掲げる割合

給料表の級等の区分	割合
1 五級（五級五十七号給以上の号給に限る。）、四級（四級六十九	

号給以上の号給に限る。）及び三級（三級七十三号給以上の号給に限る。）

2 二級以上（1の号給を除く。）

百分の五

三 技能労務職給料表(二)の適用を受ける再任用職員 百分の五

第五条の三第二項第一号中「二万四千四百円」を「二万七千円（技能労務職給料表(二)が適用される職員にあつては、二万四千四百円）」に改め、同条第三項中「別表第七イ又は口の表」を「別表第七イからハまでの表」に改める。

第六条中「昇給」を「昇給等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一般職員の例により難いものについては、知事が別に定める。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

イ 技能労務職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

		44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
		45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
		46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
		47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
		48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
		49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
		50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
		51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
		52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
		53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
		54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
		55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
		56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
		57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
		58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
		59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
		60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
		61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
		62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
		63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
		64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
		65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
		66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
		67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
		68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
		69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
		70	209,800	251,900	281,700	310,500	
		71	210,100	252,400	282,500	311,000	
		72	210,700	252,900	283,200	311,500	
		73	211,000	253,100	284,000	311,800	
		74	211,600	253,500	284,700	312,300	
		75	212,100	254,000	285,500	312,800	
		76	212,900	254,500	286,300	313,200	
		77	213,100	255,000	286,900	313,400	
		78	213,800	255,400	287,400	313,700	
		79	214,300	255,900	287,900	314,000	
		80	214,900	256,400	288,300	314,300	
		81	215,600	256,700	288,700	314,600	
		82	216,100	257,000	289,100	314,900	
		83	216,700	257,300	289,600	315,200	
		84	217,400	257,600	290,100	315,500	
		85	218,000	257,800	290,500	315,700	
		86	218,600	258,000	291,100	316,100	
		87	219,100	258,300	291,700	316,400	
		88	219,800	258,600	292,300	316,600	
		89	220,300	258,800	292,600	316,800	
		90	220,900	259,000	293,100	317,100	
		91	221,500	259,400	293,600	317,400	
		92	222,000	259,600	294,000	317,700	

再任
用職
員以
外の
職員

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外(規則)

五

93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			
再任用職員	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、平成29年4月1日以後に職員となつた者（再任用職員にあつては、この表の適用を受けていた再任用職員以外の職員が再任用職員となつたものに限る。）に適用する。

ロ 技能労務職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,600	227,900	242,800	260,000	286,000
	2	133,700	229,500	244,700	261,800	288,100
	3	134,900	231,000	246,600	263,600	290,300
	4	136,000	232,600	248,500	265,500	292,300
	5	137,100	234,100	250,400	267,400	294,300
	6	138,200	235,800	252,300	269,300	296,500
	7	139,400	237,300	254,200	271,100	298,700
	8	140,500	238,900	256,100	273,100	300,800
	9	141,600	240,300	258,000	275,000	302,800
	10	142,700	241,800	259,900	276,900	305,000
	11	143,900	243,400	261,800	278,900	307,100
	12	145,000	244,800	263,700	280,800	309,300
	13	146,100	246,300	265,600	282,600	311,300
	14	147,200	247,800	267,500	284,600	313,400
	15	148,300	249,100	269,400	286,500	315,500
	16	149,400	250,500	271,300	288,500	317,600
	17	150,500	252,000	273,200	290,300	319,600
	18	151,900	253,700	275,100	292,100	321,600
	19	153,200	255,400	277,000	294,100	323,700
	20	154,500	257,200	278,700	296,000	325,700
	21	155,800	258,800	280,400	297,800	327,400
	22	157,300	260,600	282,300	299,700	329,400
	23	158,800	262,300	284,100	301,500	331,400
	24	160,400	264,000	286,000	303,400	333,500
	25	161,700	266,000	287,600	305,100	335,200
	26	163,200	267,900	289,300	307,000	337,100
	27	164,700	269,700	291,100	308,900	339,000
	28	166,200	271,500	292,900	310,700	340,900
	29	167,600	273,400	294,600	312,200	342,700
	30	170,300	275,300	296,300	314,000	344,600
	31	172,900	277,200	297,900	315,800	346,500
	32	175,500	279,100	299,500	317,600	348,300
	33	178,200	281,000	301,200	319,100	350,000
	34	179,900	282,900	302,900	320,900	351,600
	35	181,600	284,800	304,500	322,700	353,300
	36	183,300	286,700	306,200	324,500	354,900
	37	184,800	288,600	307,300	326,200	356,400
	38	186,600	290,500	308,800	327,700	357,400
	39	188,400	292,400	310,300	329,300	358,700
	40	190,100	294,300	311,900	330,900	359,900
	41	191,700	296,200	313,500	332,200	361,000
	42	193,500	298,100	315,100	333,600	362,000
	43	195,300	300,000	316,700	334,900	363,000
	44	197,100	301,900	318,200	336,200	364,100
	45	198,700	303,800	319,700	337,400	365,000
	46	200,500	305,700	320,900	338,300	365,800

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外(規則)

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

		47	202,300	307,600	322,100	339,400	366,600
		48	204,100	309,500	323,300	340,600	367,400
		49	205,800	311,400	324,000	341,800	368,000
		50	207,600	313,300	324,900	342,500	368,700
		51	209,400	315,200	325,700	343,500	369,500
		52	211,200	317,100	326,500	344,300	370,200
		53	212,600	319,000	327,400	345,000	370,700
		54	214,400	320,900	327,800	345,900	371,400
		55	216,100	322,800	328,500	346,600	372,100
		56	217,900	324,700	329,300	347,400	372,800
		57	219,600	326,600	330,100	348,000	373,200
	再任職員以外の職員	58	221,300	328,500	330,800	348,600	373,800
		59	222,900	330,400	331,500	349,200	374,500
		60	224,500	332,300	332,200	349,800	375,100
		61	226,000	334,200	332,700	350,200	375,500
		62	227,700		333,300	350,700	376,100
		63	229,300		333,800	351,300	376,800
		64	230,900		334,400	351,900	377,400
		65	232,200		334,700	352,200	377,800
		66	233,700		335,200	352,800	378,300
		67	235,100		335,600	353,400	378,900
		68	236,400		336,100	353,900	379,500
		69	237,700		336,500	354,200	379,900
		70	238,900		337,000	354,700	380,500
		71	239,900		337,500	355,300	381,000
		72	241,100		338,000	355,800	381,400
		73	242,400		338,300	356,100	381,800
		74	243,600		338,700	356,600	382,200
		75	244,800		339,200	357,200	382,600
		76	246,100		339,600	357,700	383,000
		77	247,000		339,900	357,900	383,400
		78	248,400		340,300	358,400	383,800
		79	249,800		340,800	358,900	384,100
		80	251,300		341,200	359,300	384,500
		81	252,700		341,400	359,700	384,700
		82	254,100		341,800	360,200	385,100
		83	255,500		342,300	360,700	385,500
		84	256,800		342,700	361,000	385,800
		85	258,000		342,800	361,500	386,000
		86	259,300		343,300	361,900	386,400
		87	260,700		343,700	362,300	386,800
		88	262,000		344,000	362,700	387,100
		89	263,300		344,300	363,200	387,300
		90	264,400		344,700	363,600	387,700
		91	265,700		345,100	364,000	388,100
		92	267,000		345,500	364,300	388,400
		93	268,000		346,000	364,700	388,600
		94	269,100		346,400	365,100	
		95	270,400		346,800	365,500	
		96	271,700		347,200	365,800	

	97	272,800		347,700	366,200	
	98	273,800		348,100	366,600	
	99	274,800		348,400	367,000	
	100	275,900		348,700	367,300	
	101	277,100		349,200	367,700	
	102	278,100		349,600	368,100	
	103	279,000		349,900	368,500	
	104	280,000		350,200	368,800	
	105	280,700		350,700	369,200	
	106	281,600		351,100		
	107	282,300		351,400		
	108	283,200		351,700		
	109	284,200		352,200		
	110	285,000		352,600		
	111	285,800		352,900		
	112	286,600		353,200		
	113	287,400		353,700		
	114	287,900				
	115	288,300				
	116	288,800				
	117	288,900				
	118	289,300				
	119	289,500				
	120	289,900				
	121	290,100				
再任用職員	245,400					

備考 この表は、技能労務職給料表(-)の適用を受けない職員に適用する。

別表第二を次のように改める。

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

九

別表第二（第二条関係）

イ 技能労務職給料表（一）職務分類表

職 種	職 務
農業技術員	農業技術員の職務

ロ 技能労務職給料表（二）職務分類表

職 種	職 務	
技 能 員	第一種	1 自動車運転士の職務 2 道路パトロール員の職務 3 港湾監視員の職務 4 土木巡視員の職務 5 調理士の職務 6 監視員の職務 7 農場技能員の職務 8 牧場技能員の職務 9 動物管理技術員の職務
	第二種	1 電話交換手の職務 2 印刷技能員の職務
労 務 員	第一種	1 監視の職務 2 港湾監視の職務 3 土木巡視の職務 4 研究補助業務に従事する農場業務員及び牧場業務員で知事が指定する者の職務
	第二種	1 道路業務員の職務 2 農場業務員の職務 3 牧場業務員の職務 4 狂犬病予防業務員の職務 5 その他知事が指定する者の職務
	第三種	調理員の職務

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

別表第四を次のように改める。

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

別表第四（第三条関係）

イ 技能労務職給料表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
農業技術員	高 校 卒	1 級 17 号 給

ロ 技能労務職給料表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給	
技 能 員	第一種	高 校 卒	1 級 17 号 給
	第二種	高 校 卒	1 級 13 号 給
労 務 員	第一種	中 学 卒	1 級 13 号 給
	第二種	中 学 卒	1 級 1 号 給
	第三種	中 学 卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 職種欄に掲げる職種の区分は、別表第二のロの表に掲げる区分による。
- 2 研究補助業務に従事する農場業務員及び牧場業務員で知事が指定する者については、この表は適用しない。

別表第七口中「以後の基礎在職期間」を「から平成二十九年三月三十一日までの基礎在職期間」に改め、同表口の表中「以後適用されている」を「から平成二十九年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「平成十七年四月以後の規則」を「平成十七年四月以後平成二十九年三月以前の規則」に改め、別表第七に次のように加える。

ハ 平成二十九年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(イ) 技能労務職給料表(一) (以下「給料表(一)」という。) の適用を受ける職員の区分についての表

第一号区分	平成二十九年四月一日以後適用されているこの規則(以下「平成二十九年四月以後の規則」という。)の給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
第二号区分	平成二十九年四月以後の規則の給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつた期間が百二十月を超えていたもの又は四級であつたもの
第三号区分	第一号区分及び第二号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(ロ) 技能労務職給料表(二) (以下「給料表(二)」という。) の適用を受ける職員の区分についての表

第一号区分	平成二十九年四月以後の規則の給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
第二号区分	平成二十九年四月以後の規則の給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級から四級までであつたもの
第三号区分	第一号区分及び第二号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(委任)

2 この規則の施行に伴い必要な事項は、知事が別に定める。

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十一号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例施行規則(平成十八年大分県規則第七十六号)

の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

第二十五条第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十二号

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年大分県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第9条関係）

*受験番号

入 学 願 書 年 月 日

大分県立農業大学校長 殿

郵便番号 ー 電話番号() ー
住所 氏名

年 月 日生

大分県立農業大学校農学部に入學したいので、関係書類を添えて出願します。

志望する学科 第1志望 ()科 ()コース 第2志望 ()科 ()コース	選択受験科目	
出身高等学校等 都道府県()立 高等学校 科 年 月 日 卒業見込み 卒業		写 真 4 cm × 3 cm 上半身正面向きで 3か月以内に撮影 したもの
大分県収入証紙		
大学希望理由		

- 注：1 選択受験科目は一般入學試験受験者のみ記入すること。
2 総合農産科を志望する受験者はコース名を記入すること。
3 *印欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。